

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令要綱

## 第一 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令の一部改正

- 一 国の行政機関等に該当する特殊法人等を定めるものとする。 (第二条関係)
- 二 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でない手続等を定めるものとする。 (第四条関係)

- 三 添付書面等の省略に係る書面等及び措置を定めるものとする。 (第五条関係)

## 第二 その他

- 一 関係政令の所要の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めるものとする。
- 二 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日 (令和元年十二月十六日) から施行するものとする。